



アスベスト被害をなくすための市の取り組みは

日本共産党 松本 春男

●アスベスト被害をなくす対策を

Q 法律や県の条例改正の動きは把握しているか。

A 国は、法改正で石綿含有建材の規制対象を拡大し、県は、より一層の飛散防止を図るため、新たな規定の設置を検討中と聞いている。

Q 周辺住民に被害を広げないために、民間の施設解体工事への対策を行わないか。

A 監督官庁は労働基準監督署などであるが、市民から相談があった際は関係機関へつなげ、適切に対応している。

●ナラ枯れ被害の連鎖を食い止める対策を

Q 本市でも樹木が枯死する伝染病である、ナラ枯れが

発生しているが、被害状況は。

A 光綾公園などで被害を確認した。倒木被害を起こす可能性がある樹木の伐採などで拡大防止に努めたい。

Q 民有地からナラ枯れの被害を広げないために、伐採などの補助を行わないか。

A 近隣市と情報共有を図るとともに、県に森林病虫害等防除事業補助金制度があるため、活用に努めたい。

●新型コロナウイルスの対応について

Q 障がい者の入所施設数と定員は。また、集団感染発生時の対応マニュアルは。

A 10施設で、定員は208人である。また、各施設がマニュアルを整備し、模擬訓練も行っていると聞いている。



被害を及ぼす可能性がある空き家の所有者への指導は

二見 昇

●空家等対策計画について

Q 状態が悪く、周辺に被害を及ぼす可能性がある空き家の所有者への指導は。

A 所有者などの情報を調査し、適正管理の通知をしている。対応がない場合は、面会を試み、指導することがある。

Q 適切に管理されていない空き家は、特定空家に認定され、行政指導が行えるようになるが、認定する組織の設置や判定基準の作成状況は。

A 令和2年度中に特定空家の認定に向けた組織の設置

と判定基準の作成を行う。今後は、判定基準を基に市空家等対策協議会で意見を聞いた上で認定することとなる。

Q 特定空家に認定された家屋を市が所有者に代わって解体する場合の手続きは。

A 助言や指導などを経て命令を行うが、従わない場合は行政代執行を行うことになる。手続きは期間、期限を設け、慎重に進めることになるため、長期の時間を要する。

●教育委員会の今後の考え方について



市内事業者への発注を増やし活性化につながる支援を

創政会 橋川 佳彦

●本市の公共事業の現状と市内事業者支援 活性化について

Q 新型コロナウイルス禍での、本市公共事業の現状と

発注することで、活性化支援につながるかと考えるが、公共事業から見た市内事業者の振興をどう考えているか。

A 公共事業件数は微減傾向だが、今後は老朽化した公共施設の更新などで増加すると想定される。また、災害協力事業者などを入札時に優遇するインセンティブ発注や、

特別共同事業体案件への市内事業者参加などで受注機会を確保し、振興を図っていく。

Q 本市のインセンティブ発注は、業種が土木一式と舗装に限定されているが、対象工事はどう決定するのか。

A 競争性の確保が必要のため、金額や工事内容などを踏まえて、市入札・契約制度等検討委員会で、該当年度の発注見通しから決定する。

Q 県ではインセンティブ発注が40%以上と聞いている。本市では、平成25年から

試験導入の状態のままで、台風や大雪などの際、市民の安全・安心に尽力している市内事業者に対し、インセンティブ発注を増やせないか。

A 現在は工事件数が少なく、インセンティブ発注が増えるだけ早く試験段階から制度化できるように検討したい。



市の鳥「かわせみ」

●ヤングケアラーは、無償で親族の介護や世話などを行う、18歳未満の子もであるが、実態調査を行う考えは。

A 国が令和2年12月に全国調査を行うと聞いており、

県の通知が来たら、各学校に依頼し、把握したい。調査結果は市の実態把握や支援の在り方を考える上で活用したい。



新型コロナウイルス禍での公園緑地政策の変更は

畑井 陽子

●良好な緑の景観を守るには

Q 新型コロナウイルスにより、公園緑地政策に変更はないか。また、光綾公園のパラ園は、維持管理費抑制のため、計画を変更し縮小しては。

A 公園利用者が新しい生活様式を実践することで公園緑地政策は継続できると考えている。また、パラ園は、ボランティアの導入などによる維持管理費抑制の検討を行っており、縮小は考えていない。

Q 殺虫剤には、人体や自然への影響が懸念されるものがある。公園の管理で、神経毒である、ネオニコチノイド系の農薬を使用していないか。

A 薬剤などで害虫駆除を行っているが、ネオニコチノ

イドは使用していない。

●予防接種について

Q ワクチンの効果だけではなく、副反応を正確に伝達することが重要である。定期予防接種での周知の状況は。

A 乳幼児の予防接種では、対象となる病気や症状、副反応の対応方法などを記載した冊子を配布している。高齢者には、効果や副反応を記載した予防票を配布している。

Q 副反応の発生状況をどう把握するのか。また、健康被害が生じた際の救済は。

A 医療機関から国や市へ報告される。また、国が審査し認定されると、医療費や障害児養育年金など、被害の状況に応じた給付がされる。



市の木「やまもみじ」

議会の動き

10日	28日	20日	17日	14日	11日	8日	4日	3日	2日	27日	20日
2月	2月	1月	1月	1月	1月	1月	1月	12月	12月	11月	11月
同研修会(ウェブ配信)	県央八市議会議員合同研修会(ウェブ配信)	議会全員協議会・議会運営委員会	議会全員協議会・議会運営委員会	議会全員協議会(最終日)・議会全員協議会・議会報編集委員会	12月定例会本会議(第3日)・議会運営委員会	12月定例会本会議(第2日)	12月定例会本会議(第1日)	総務教育常任委員会	市民福祉常任委員会	12月定例会本会議(初日)・議会運営委員会・議会全員協議会	議会全員協議会・議会運営委員会

議会用語のミニ知識

「所管事務調査」

所管事務調査とは、委員会が自主的にその委員会が所管する事務について行う調査です。

地方自治法第109条第2項に、「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。」と規定されています。常任委員会の発議により、市政の各分野における課題の解決に向けて、調査を行い、市長等の執行機関に対し具体的な政策や施策を積極的に提案するものです。

「あやせ市議会だより」は、直接お届けしています

あやせ市議会だよりは、市シルバー人材センター(☎0467-70-3088)の会員が配布しています。

次号は、令和3年5月15日に発行予定です。